

北播磨総合医療センター企業団職員の自己啓発等休業に関する条例施行規程

〔平成28年2月19日〕
企業管理規程第3号

改正 令和4年10月1日 企業管理規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の自己啓発等休業に関する条例(平成28年北播磨総合医療センター企業団条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第2条 条例第6条の規定による自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書(様式第1号)により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 企業長は、前項の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、条例第7条の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(報告等)

第4条 条例第9条の規定による報告は、自己啓発等休業状況報告書(様式第2号)により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

第5条 自己啓発等休業の期間が満了したとき、自己啓発等休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(職務に復帰した日後における最初の昇給日)

第6条 条例第10条に規定する企業長が定める日は、北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第14号)第30条に規定する昇給日とする。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日から平成28年4月30日までの間に自己啓発等休業をしようとする職員に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

附 則 (令和4年10月1日企業団規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。